

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 30 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
会 長 永井 良一 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 55 号。）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃掃法施行令」という。）の一部が改正となり、廃掃法施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設に「介護医療院」が追加され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなります。

感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、廃掃法施行令の改正にあわせて別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。

貴連合会におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。